

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス体制の確立及び企業倫理の実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置・運用する。
- (2) 常勤監査役及び管理本部長並びに外部の顧問弁護士を内部通報（以下「SEAOS Hot Line」という。）の窓口とする「SEAOS Hot Line 制度」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3) 監査役は、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る、取締役会議事録その他重要会議情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク発生の防止及び会社損失の最小化を目的として「リスクマネジメント規程」を定める。また、リスク管理の統括組織として「リスク小委員会」を設置し、各種リスクの把握・検討を行い、コンプライアンス委員会にて報告する。
- (2) 大地震などの緊急事態においては、「自然災害等」に係る事業継続計画のもと、代表取締役社長をトップとする「危機管理対策室」を設置し、緊急事態に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 中期経営計画及び事業計画等を策定し、経営指標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行い、実績を管理する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実行性確保に関する事項

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、必要に応じて使用人を配置する。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は監査役と協議して行う。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業、業務及び財産の状況等の報告を行い、内部監査室は、内部監査の結果等を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、重大な法令及び定款違反、不正行為並びに会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を請求した場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を行う。
- (2) 監査役は、社外取締役と定期的に意見交換会を行う。
- (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会のほか、経営戦略会議その他重要な会議に出席することができる。
- (4) 監査役から文書等の閲覧を求められたときは、当該文書等を随時提供する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行う。また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨む。
- (2) 対応部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

以上

2017年6月15日制定

2018年10月17日改定

2018年11月1日施行